

平成30年12月議会提出議案

1 八幡病院の移転開院に関するもの

○議案第183号

北九州市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について P 1

○議案第182号

北九州市病院事業の設置等に関する条例及び北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について P 2

2 市立病院の地方独立行政法人化に関するもの

(1) 条例議案

○議案第184号

北九州市病院事業の設置等に関する条例等の一部改正等について P 3

○議案第185号

地方独立行政法人北九州市立病院機構への職員の引継ぎに関する条例について P 4

(2) 一般議案

○議案第199号

地方独立行政法人北九州市立病院機構の中期目標について P 5

○議案第198号

地方独立行政法人北九州市立病院機構に承継させる権利について P 6

○議案第197号

地方独立行政法人北九州市立病院機構定款の一部変更について P 7

3 参考資料

P 8～

病 院 局

保 健 福 祉 局

1 八幡病院の移転開院に関するもの

議案第183号

北九州市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

1 条例改正理由

- (1) 八幡病院の移転により、病院の「位置」を変更する必要がある。
- (2) 八幡病院の移転開院に伴い、小児医療の機能強化の一環として「小児外科」を新設することから、病院の「診療科目」を変更する必要がある。

2 条例改正内容

- (1) 八幡病院の「位置」について、「八幡東区西本町四丁目18番1号」から「八幡東区尾倉二丁目6番2号」に変更する。
- (2) 八幡病院の「診療科目」に「小児外科」を追加する。

3 条例施行期日

平成30年12月22日 ※新八幡病院開院日

議案第182号

北九州市病院事業の設置等に関する条例及び北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例改正理由

(1) 北九州市病院事業の設置等に関する条例

八幡病院の移転開院にあたり、診療科等に関する関係機関への届出等を改めて行うことになるが、八幡病院では、平成18年度から緊急時を除き通常のお産の受入れを行っておらず、新病院には分娩室を設置していないことから、関係機関への届出等に先立ち、八幡病院の診療科目のうち、「産婦人科」を「婦人科」に変更する必要がある。

なお、八幡病院の診療機能については、現病院と新病院に変更はない。

(2) 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例

八幡病院の診療科目が「産婦人科」から「婦人科」に変更されるため、市が設置する助産施設から「北九州市立八幡病院附属助産院」を削除する必要がある。

2 条例改正内容

(1) 北九州市病院事業の設置等に関する条例

八幡病院の診療科目のうち、「産婦人科」を「婦人科」に変更する。

(2) 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例

市が設置する助産施設から「北九州市立八幡病院附属助産院」を削除する。

3 条例施行期日

条例公布の日

2 市立病院の地方独立行政法人化に関するもの

議案第184号

北九州市病院事業の設置等に関する条例等の一部改正等について

1 条例改正理由

市立病院の地方独立行政法人化により、病院事業のうち、医療センター、八幡病院及び看護専門学校については、運営主体が病院局から北九州市立病院機構に移行することから、関係条例を整備するもの。 ※門司病院は病院事業として継続

2 条例改正内容

- (1) 条例中、「病院局」、「病院事業管理者」、「医療センター」、「八幡病院」及び「看護専門学校」に関する規定を削除する
- (2) その他の関連条例について、以下のとおり改廃する。

条 例	改廃の内容
①北九州市職員退職手当支給条例	退職手当の在職期間を通算する対象に「地方独立行政法人」を追加
②北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例	市の助産施設から「医療センター附属助産院」を廃止
③北九州市立看護専門学校奨学金貸与条例	運営主体の移行により条例を廃止 ※独法化後は法人が定める
④北九州市立病院等の使用料等に関する条例	医療センター、八幡病院及び看護専門学校に関する規定を削除
⑤北九州市職員の定年等に関する条例	院長が市職員でなくなるため、院長の定年特例の規定を削除
⑥北九州市行政手続条例	病院局の廃止により「病院局」の規定を削除
⑦北九州市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例	
⑧北九州市病院局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例	病院局の廃止により条例を廃止 ※独法化後は法人が定める

3 条例施行期日

法人の設立の日 ※平成31年4月1日予定

議案第185号

地方独立行政法人北九州市立病院機構への職員の引継ぎに関する条例について

1 条例制定理由

地方独立行政法人法第59条第2項の規定に基づき、地方独立行政法人北九州市立病院機構への職員の引継ぎに関し必要な事項を定めるもの。

2 条例制定内容

地方独立行政法人法第59条第2項に規定する（別に辞令を発せられない限り、法人の成立の日において、その職員が法人の職員となる）市の内部組織を、医療センター、八幡病院及び看護専門学校とする。

※ 法人に承継させない職員である一般事務員（北九州市一般職の任期付職員の採用に関する条例に基づき採用された者を除く）、一般技術員及び栄養士は、別に辞令を発する。

区 分	法人に承継される職員	法人に承継しない職員
医事職	医師、歯科医師	
医療技術職	薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士 等	栄養士
保健看護職	看護師、助産師	
行政職	一般事務員（任期付職員）	一般事務員、一般技術員

3 条例施行期日

法人の設立の日 ※平成31年4月1日予定

議案第199号

地方独立行政法人北九州市立病院機構の中期目標について

1 議案提出理由

地方独立行政法人法第25条に基づき、地方独立行政法人北九州市立病院機構が達成すべき業務運営に関する中期目標を定め、法人に指示するもの。

2 中期目標の主な内容

○設立団体として法人に求めるもの

- ・地方独立行政法人制度の特長を活かした自立的な運営
- ・地域医療構想の実現に向けた機能分化・連携

○中期目標の期間

- ・平成31年4月1日から平成36年3月31日までの「5年間」

○政策医療の着実な実施等

	政策医療	特色を活かした医療
医療センター	感染症医療、周産期医療、 災害時における医療 (災害拠点病院)	がん医療
八幡病院	小児救急を含む救急医療、 災害時における医療 (災害拠点病院の統括病院)	小児医療

○市民・地域医療機関からの信頼の確保

○業務運営の改善及び効率化

- ・病床利用率の向上
- ・理事会を中心とした自立的な業務運営体制の構築
- ・職員が働きやすい職場環境づくり

○財務基盤の安定化（中期目標期間における経常収支の黒字化）

○その他

- ・看護専門学校の効率的な運営
- ・保健・医療等に関する施策や災害発生時の医療提供体制など市政への協力

3 施行期日

法人の設立の日 ※平成31年4月1日予定

議案第198号

地方独立行政法人北九州市立病院機構に承継させる権利について

1 議案提出理由

地方独立行政法人法第66条及び同法施行令第18条の規定に基づき、北九州市が地方独立行政法人北九州市立病院機構に承継させる権利について定めるもの。

2 承継させる権利

種類	内容	所在地	規模	価額
土地	医療センター等敷地	小倉北区馬借	約 16,620 m ²	約 3,680 百万円
	八幡病院敷地等	八幡東区尾倉	約 21,479 m ²	約 1,423 百万円
	旧八幡病院敷地の一部	八幡東区西本町	約 3,561 m ²	約 328 百万円
	合 計		約 41,661 m ²	約 5,431 百万円
建物	医療センター等建物（7棟）	小倉北区馬借	約 46,857 m ²	約 5,207 百万円
	八幡病院建物等（4棟）	八幡東区尾倉	約 28,053 m ²	約 12,320 百万円
	旧八幡病院建物の一部（3棟）	八幡東区西本町	約 6,764 m ²	約 526 百万円
	合 計		約 81,674 m ²	約 18,052 百万円
その他	法人設立日の前日に北九州市病院事業（医療センター、八幡病院、看護専門学校に係るものに限る）に係る公有財産、物品及び債権			

3 施行期日

法人の設立の日 ※平成31年4月1日予定

議案第197号

地方独立行政法人北九州市立病院機構定款の一部変更について

1 変更理由

- (1) 八幡病院の移転により、「所在地」が変更したため。
- (2) 地方独立行政法人北九州市立病院機構に承継される土地及び建物の一部が変更するため。

2 変更内容

- (1) 八幡病院の移転に伴うもの

第17条中、所在地を「八幡東区西本町四丁目18番1号」から「八幡東区尾倉二丁目6番2号」に変更する。

- (2) 承継させる土地及び建物の変更に伴うもの

別表中、土地及び建物の内容について、地方独立行政法人北九州市立病院機構に承継させる権利の内容に合わせて変更する。

	内 容	新		旧	
		所在地	面 積	所在地	面 積
土地	医療センター等敷地	小倉北区馬借	約 16,620 m ²	小倉北区馬借	約 17,061 m ²
	八幡病院敷地等	八幡東区尾倉	約 21,479 m²	八幡東区西本町	約 12,480 m ²
	旧八幡病院敷地の一部	八幡東区西本町	約 3,561 m²		
建物	医療センター等建物	小倉北区馬借	約 46,857 m ²	小倉北区馬借	約 41,937 m ²
	八幡病院建物等	八幡東区尾倉	約 28,053 m²	八幡東区西本町	約 21,429 m ²
	旧八幡病院建物の一部	八幡東区西本町	約 6,764 m²		

※医療センター等の土地・建物の面積の変更は、直近の測量結果を反映したもの。

3 施行期日

法人の設立の日 ※平成31年4月1日予定

(参考)

◆地方独立行政法人法（抜粋）

（設立）

第7条 地方公共団体は、地方独立行政法人を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この条において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立しようとする場合にあっては総務大臣、その他の場合にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない。

（定款）

第8条 地方独立行政法人の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

（1）～（6） 略

（7） 業務の範囲及びその執行に関する事項

（8） 公共的な施設（住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設をいう。以下この条、第21条第6号及び第24条において同じ。）の設置及び管理を行う場合には、当該公共的な施設の名称及び所在地

（9） 資本金、出資及び資産に関する事項

（10） 略

（11） 略

2 定款の変更は、設立団体（設立団体の数を増加させる場合における定款の変更にあつては、設立団体及び加入設立団体（新たに設立団体となる地方公共団体をいう。以下同じ。))の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3～4 略

(中期目標)

第25条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）

二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

三 業務運営の改善及び効率化に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(職員の引継ぎ等)

第59条

2 移行型一般地方独立行政法人（一般地方独立行政法人であってその成立の日の前日において現に設立団体が行っている業務に相当する業務を当該一般地方独立行政法人の成立の日以後行うものをいう。以下この章において同じ。）の成立の際、現に設立団体の内部組織で当該移行型一般地方独立行政法人の業務に相当する業務を行うもののうち当該設立団体の条例で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、当該移行型一般地方独立行政法人の成立の日において、当該移行型一般地方独立行政法人の職員となるものとする。

(権利義務の承継等)

第66条 移行型地方独立行政法人の成立の際、当該移行型地方独立行政法人が行う業務に関し、現に設立団体が有する権利及び義務（当該移行型地方独立行政法人の成立前に設立団体が当該業務に相当する業務に関して起こした地方債のうち当該移行型地方独立行政法人の成立の日までに償還されていないものに係るものを除く。）のうち政令で定めるところにより設立団体の長が定めるものは、当該移行型地方独立行政法人の成立の時に於いて当該移行型地方独立行政法人が承継する。

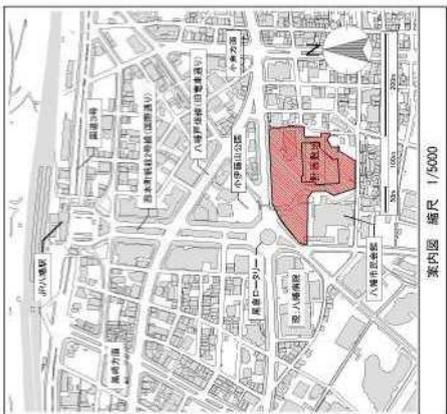
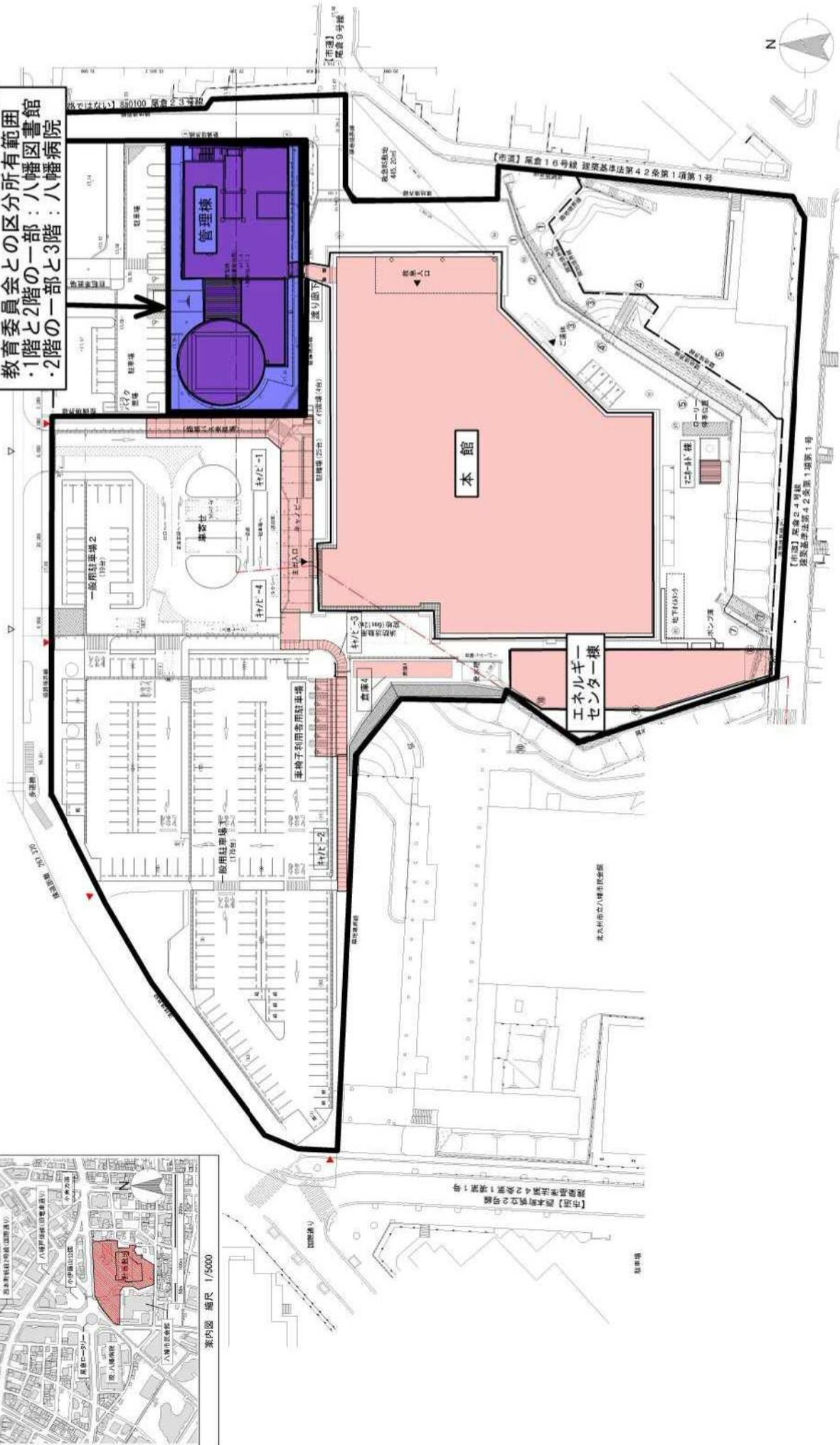
●地方独立行政法人法施行令（抜粋）

(権利の承継に係る議会の議決)

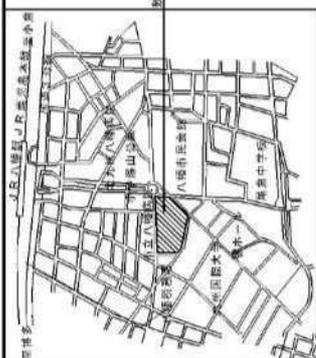
第十八条 設立団体の長は、法第六十六条第一項の規定により移行型地方独立行政法人（法第六十一条に規定する移行型地方独立行政法人をいう。）に承継させる権利（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十七条第一項に規定する財産に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

新八幡病院承継範囲

教育委員会との区分所有範囲
 ・1階と2階の一部：八幡図書館
 ・2階の一部と3階：八幡病院



旧八幡病院承継範囲



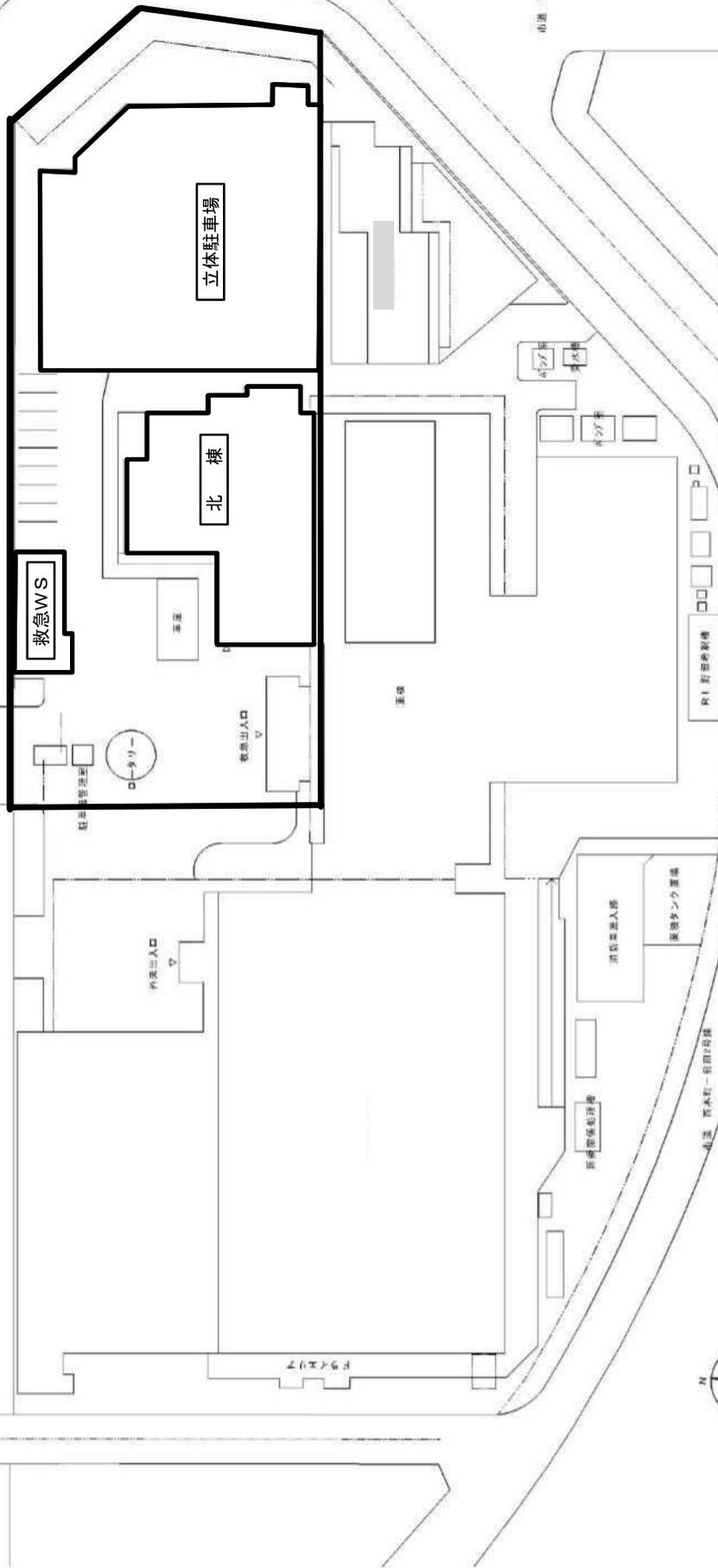
敷地番地：北九州市八幡区西本町1丁目18番1号

市道 西本町一丁目1号線

ロータリー

(歩道)

(歩道)



市道 西本町一丁目5号線

